

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和4年5月10日 14時30分ごろ
発生場所	東京都青ヶ島村青ヶ島南西方沖 八丈島灯台から真方位201°53.3海里付近 (概位 北緯32°16.0′ 東経139°29.0′)
事故の概要	漁船第二十八丸 ^{いち} は、操業中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和4年11月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十八丸、117トン 134520、有限会社渡邊水産
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、四級（機関）（履歴限定、機関限定）
負傷者	なし
損傷	過給機の断熱材に焼損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過等	<p>本船は、船長、機関長ほか13人（日本国籍7人、インドネシア共和国籍6人）が乗り組み、^{かつお}鰹一本釣り漁の操業中、主機を回転数毎分約700とし、約13～14ノットの対地速力でナブラ（鰹に追われた^{いわし}鰯の群れが海面に浮上して小波が立っている海域）に向けて航行していた。</p> <p>機関長は、機関室に異臭がしたので同室に向かったところ、油潤滑式船尾軸受の潤滑油タンク付きのカバーのないガラス製の油面計（以下「本件油面計」という。）がひび割れし、潤滑油が噴出して過給機排気出口側付近に掛かって炎が出ているのを認めた。</p> <p>機関長は、機関室の送風機及び主機を停止し、水で濡らしたタオルを炎にかぶせた後、持運び式消火器を用いて消火活動を行って鎮火させた。</p> <p>機関長は、本件油面計を外してボルトを取り付け、蓋をして潤滑油の漏えいを止めた。</p> <p>船長は、機関長から報告を受けて運航不能と判断し、僚船及び船舶所有者に救助を求め、本船は、来援した僚船等に^い航されて神奈川県三浦市三崎漁港に入港した。</p> <p>本船は、修理会社により点検が行われ、過給機の断熱材とともに油面計が鋼製カバー付きのものに交換されて復旧した。</p> <p>機関長は、機関室の見回り等を行っていた乗組員が本件油面計にぶ</p>

	<p>つかった衝撃、又は船体の振動でひび割れを生じたのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、操業中、本件油面計にひび割れが生じたことから、潤滑油が噴出し、過給機排気出口付近に掛かって引火し、火災が発生したものと考えられる。</p> <p>本件油面計は、機関室の見回り等を行っていた乗組員がぶつかった衝撃、又は船体の振動でひび割れを生じた可能性があると考えられるが、その要因を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、操業中、本件油面計にひび割れが生じたため、潤滑油が噴出し、過給機排気出口付近に掛かって引火し、火災が発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、機関室で見回り等を行う際、油面計に接触しないよう気を付けるとともに、油面計にひび割れ等の不具合が生じていないかを確認すること。 ・船舶所有者は、ガラス製の油面計を使用するに当たり、衝撃に耐える鋼製等のカバーを取り付けることが望ましい。

